

決 定 要 旨

被 審 人（住所）埼玉県
（氏名） A

上記被審人に対する平成 21 年度（判）第 38 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 29 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 4 月 2 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 2 月 1 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実
金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当
被審人は、埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号に本店を置き、食器、家庭用品及び衣料品の小売並びに割賦販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社ベルーナの社員であったが、被審人は、平成 19 年 10 月 11 日、その職務に関し、同社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの会計期間の経常利益及び当期純利益について、平成 19 年 8 月 3 日に公表がされた、経常利益 70 億 7000 万円、当期純利益 40 億 9000 万円との直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した経常利益及び当期純利益の予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を知り、法定の除外事由がないのに、新たに算出した予想値が経常利益 37 億 3000 万円、当期純利益 18 億 1000 万円として公表がされた同年 10 月 31 日より前の同月 12 日及び同月 17 日、B 証券株式会社及び C 証券株式会社 D 支店を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己及び E 名義で、自己の計算において、株式会社ベルーナの株券合計 1800 株を売付価額 208 万 5000 円で売り付けたものである。

- 法令の適用
平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号、平成 18 年法律第 65 号による改正前の証券取引法第 166 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 3 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項、平成 19 年内閣府令第 59 号による廃止前の会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号

- 課徴金の計算の基礎
 - (1) 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。
$$(1,150 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 1,175 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,209 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,216 \text{ 円} \times 100 \text{ 株})$$
$$- (996 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株})$$
$$= 292,200 \text{ 円}$$

 - (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。